

岸和田市障害者等相談支援事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田市障害者等相談支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1)業務名 岸和田市障害者等相談支援事業業務委託
- (2)業務内容 「岸和田市障害者等相談支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3)契約期間 令和9年4月1日から令和 14 年3月 31 日まで

3. 募集圏域及び担当地域

(1)募集圏域は以下のとおりとする。1 法人につき、2圏域まで申し込み可とする。

ただし、申し込みは「6. 参加資格」における各要件を満たし、確実に担当可能な圏域を申し込むこと。なお、各圏域における手帳所持者数・自立支援医療(精神通院)利用者数は別表のとおり。

圏域	担当地域	
岸和田 北部圏域	春木校区	春木泉町、春木南浜町、春木北浜町、春木本町、 春木大小路町、春木元町、春木中町、春木若松町、 春木宮川町、春木宮本町、春木大国町、新港町
	大芝校区	松風町、戎町、八幡町、磯上町、木材町
	城北校区	春木旭町、吉井町
	新条校区	中井町、荒木町
久米田 圏域	八木北校区	下池田町、箕土路町
	八木校区	大町、西大路町
	八木南校区 (※1)	小松里町、額原町(592 番地・664 番地・1232 番地は除く)、 池尻町
	山直北校区 (※2)	東大路町、今木町 410 番地
都市中核 圏域	中央校区	本町、堺町、魚屋町、北町、筋海町、五軒屋町、宮本町
	城内校区	岸城町、上町、南上町、南町
	浜校区	大工町、中之浜町、紙屋町、大手町、中町、中北町、大北町、 地蔵浜町
	朝陽校区	上野町東、上野町西、下野町、岸野町、並松町、臨海町、 港緑町、沼町

圏域	担当地域	
岸和田 中部圏域	東光校区	別所町、野田町、藤井町
	大宮校区	加守町、宮前町、西之内町
	八木南校区 (※3)	額原町 592 番地・664 番地・1232 番地
	光明校区	尾生町、三ヶ山町
	常盤校区	八阪町、下松町、上松町、門前町
牛滝の谷 圏域	山直北校区 (※4)	今木町(410 番地は除く)、田治米町(250 番地は除く)、 岡山町、三田町
	城東校区	田治米町 250 番地、摩湯町、東ヶ丘町
	山直南校区	包近町、山直中町、稲葉町、積川町、岸の丘町
	山滝校区	内畑町、大沢町
葛城の谷 圏域	旭校区	土生町(土生町 5 丁目は除く)、作才町、行遇町
	太田校区	畑町、極楽寺町、流木町、土生町 5 丁目
	天神山校区	天神山町
	修斉校区	神須屋町、八田町、真上町、北阪町、土生滝町、 阿間河滝町、葛城町
	東葛城校区	河合町、相川町、神於町、上白原町、塔原町

(注意)下波線部分は、前回のプロポーザルから変更になった地域です。

(※1)(※3)の八木南校区は、久米田圏域及び岸和田中部圏域に分けて担当する。

(※2)(※4)の山直北校区は、久米田圏域及び牛滝の谷圏域に分けて担当する。

(特記)利用者の転居などで圏域変更となる場合において、転居前後の事業所双方が協議し、市が必要と認めた場合は、転居前の事業所が当該利用者を継続して支援できるものとする。

4. 提案金額の上限

圏域と年度ごとの提案金額の上限は下表のとおりとする。なお、賃料上限額は月 70,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。この提案金額の上限は、物価や人件費の高騰を見込んだものとなっており、契約期間中は契約金額の見直しは一切行わない。なお、引き継ぎにかかる費用は全て受託者の負担とする。

圏域	年度	提案金額の上限	5年間の提案金額の上限
岸和田北部圏域	令和 9 年度	10,441,327 円	54,330,332 円
	令和 10 年度	10,648,350 円	
	令和 11 年度	10,860,652 円	
	令和 12 年度	11,078,368 円	
	令和 13 年度	11,301,635 円	

圏域	年度	提案金額の上限	5年間の提案金額の上限
久米田圏域	令和 9 年度	8,259,820 円	42,945,163 円
	令和 10 年度	8,420,282 円	
	令和 11 年度	8,584,836 円	
	令和 12 年度	8,753,586 円	
	令和 13 年度	8,926,639 円	
都市中核圏域	令和 9 年度	9,001,572 円	46,824,305 円
	令和 10 年度	9,178,643 円	
	令和 11 年度	9,360,230 円	
	令和 12 年度	9,546,447 円	
	令和 13 年度	9,737,413 円	
岸和田中部圏域	令和 9 年度	9,702,291 円	50,472,571 円
	令和 10 年度	9,893,465 円	
	令和 11 年度	10,089,514 円	
	令和 12 年度	10,290,563 円	
	令和 13 年度	10,496,738 円	
牛滝の谷圏域	令和 9 年度	8,480,450 円	44,105,412 円
	令和 10 年度	8,646,478 円	
	令和 11 年度	8,816,740 円	
	令和 12 年度	8,991,344 円	
	令和 13 年度	9,170,400 円	
葛城の谷圏域	令和 9 年度	10,480,064 円	54,543,496 円
	令和 10 年度	10,688,986 円	
	令和 11 年度	10,903,235 円	
	令和 12 年度	11,122,948 円	
	令和 13 年度	11,348,263 円	

※上記の全ての金額には、消費税及び地方消費税を含む。

5. プロポーザル実施スケジュール

令和8年 10 月 13 日(火曜日)	公募開始
令和8年 10 月 23 日(金曜日)	質問書の提出期限(午後5時必着)
令和8年 11 月 4 日(水曜日)	質問書の回答(岸和田市ウェブサイト内で公表)
令和8年 11 月 20 日(金曜日)	参加申込書の提出期限(午後5時必着)
令和8年 12 月 4 日(金曜日)	企画提案書等の提出期限(午後5時必着)
令和8年 12 月 23 日(水曜日)	プレゼンテーション
令和8年 12 月 24 日(木曜日)	プレゼンテーション予備日
令和9年 1 月 8 日(金曜日)	選定結果の通知
令和9年 1 月 29 日(金曜日)	契約締結期限

6. 参加資格

令和8年10月1日時点で法人格を有し、かつ次の要件を全て満たしていること。

- (1) 令和8・9年度「業務委託指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 参加申込書の提出日において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」とする)第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所ならびに「障害者総合支援法」第51条の20に規定する指定特定相談支援事業所の指定を受けていること。指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所いずれかの指定がない場合、もしくはその両方の指定がない場合は、参加申込書の提出日時点で新規申請を行っていることを証明する書類として、受領印のある申請書の写しを令和8年12月22日(火曜日)までに提出できること。また、その指定書の写しを令和9年1月5日(火曜日)までに提出できること。
- (3) 委託相談支援事業所を直営できる法人であること。
- (4) 「障害者総合支援法」第77条第1項第1号から第3号までの事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であり、政治活動・宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 岸和田市広域事業者指導課、泉佐野市広域福祉課が管轄する8市4町(岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町、泉佐野市、阪南市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町)に事業所があり、市内6圏域の担当圏域内において本事業開始日までに委託相談支援事業所を設置・運営できること。
- (6) 岸和田市障害者等相談支援事業業務委託仕様書による職員の配置ができること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申

立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(11)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。))第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。

(12)岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 25 年 10 月 1 日施行)に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(13)岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。))に基づく指名停止期間中にある者でないこと。

(14)市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7. 質疑

(1)受付期間:公募開始日から令和 8 年 10 月 23 日(金曜日)午後 5 時必着

(2)提出方法:岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等に対する質問書(様式 8)により、電子メールにて提出すること。

※必ず電話で送信した旨を伝え、障害者支援課で着信したことを確認すること。なお、電話や口頭による質問は受け付けない。

(3)回答日時:令和 8 年 11 月 4 日(水曜日)

(4)回答方法:岸和田市ウェブサイト内に掲示し、個別には回答しない。

8. 参加手続

(1)担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市福祉部障害者支援課 相談担当

電話 072-447-6078 FAX 072-431-0580

メールアドレス shougais@city.kishiwada.lg.jp

(2)参加申込書

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類各1部を8. (1)に提出すること。

① 提出書類

- ・岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書(様式1)
- ・法人の概要(様式2)
- ・障害福祉事業実施状況報告書(様式3)
- ・誓約書(様式7)

② 参加申込書提出期限

※提出期限後に到着した応募書類は理由の如何を問わず無効とする。

令和8年11月20日(金曜日)午後5時まで

③ 提出方法

- ・障害者支援課に持参する場合

平日の午前9時から午後5時までとし、提出日の前日までに障害者支援課へ電話にて来庁する日時を伝えること。

- ・郵送にて提出する場合

受け取り日時及び配達されたことが証明できる書留等を利用することとし、提出期限内に障害者支援課に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3)企画提案書等(下記①提出書類のことをさす)

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、企画提案書等8部(正本1部、副本7部)を8. (1)に提出すること。なお、企画提案書の副本7部は正本と同一のものとし、審査に使用するため提案する法人・事業所が判別できるような記載等は該当箇所を全て黒く塗りつぶすこと。また、

① 提出書類

- ・岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書(様式4)
- ・企画提案書【法人概要】(様式5-1)
- ・企画提案書【運営方針】(様式5-2)
- ・企画提案書【事業実施予定地】(様式5-3)
- ・企画提案書【配置予定職員の経歴等の状況】(様式5-4)
- ・企画提案書【事業計画】(様式5-5)
- ・相談支援事業に係る体制及び勤務形態一覧表(様式5-6)
- ・岸和田市障害者等相談支援事業業務委託 価格提案書(様式6) 5ヵ年分
- ・特定のテーマへの対応について(様式自由)

② 企画提案書提出期限

※提出期限後に到着した応募書類は理由の如何を問わず無効とする。

令和8年12月4日(金曜日)午後5時まで

③ 提出方法

※郵送での提出はできません。障害者支援課に持参すること。

平日の午前9時から午後5時までとし、提出日の前日までに障害者支援課へ電話にて来庁する日時を伝えること。

9. 企画提案書等について

様式4、様式5-1から様式5-5、及び特定のテーマへの対応(様式自由)については、WordMS 明朝 10.5 ポイントを利用し作成すること。

10. 評価方法等

(1) 評価基準

「岸和田市障害者等相談支援事業業者選定評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書等に基づき、プレゼンテーション等を実施する。日時、場所については、別途通知する。プレゼンテーションの出席者は当該事業所の管理者(予定者)含め3名以下とする。

またプレゼンテーションは、1事業所あたり 40 分以内とし、冒頭 20 分以内で事業所からプレゼンテーションを実施し、その後 20 分以内で岸和田市よりヒアリングを実施する。なお、上記の時間は入退室の時間、準備時間は含まない。なお、プロジェクター等は使用しないプレゼンテーションとする。

(3) 評価方法

企画提案書等及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき、選定委員の採点により評価する。

(4) 受託候補者の選定方法

(ア)公募型プロポーザル方式により選定を行う。

(イ)定められた期間内に不備なく企画提案書等を提出した応募者について、選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに対する審査を行い、総合点が高得点の受託候補者から選定する。

(ウ)(ア)、(イ)に関わらず、総合点が240点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

(エ)選定後に受託候補者の辞退があった場合、次順位者に繰り上げる。ただし、(ウ)に該当するものは除く。

(オ)応募者が1者のみの場合も、選定を実施する。

(カ)複数の同得点者が生じた場合は、「特定のテーマへの対応について」の点数の高い者を上位とする。「特定のテーマへの対応について」の点数も同得点である場合、委員会の議決による。

(5)その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(ア)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(イ)本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(ウ)岸和田市障害者等相談支援事業業務委託価格提案書(様式6)のいずれかの年度における金額または5年間の合計金額が、3. のいずれかの年度または5年間の提案金額の上限を超える場合

(エ)評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ)他の参加事業者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合

(カ)選定委員会終了までの間に、他の参加事業者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合

(キ)選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

(ク)選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合

(ケ)その他選定委員会の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11. 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加事業者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の岸和田市の翌開庁日に、下記項目を岸和田市ウェブサイト内において公表するとともに、障害者支援課において閲覧に供するものとする。公表事項は、受託候補者の名称、法人名、選定された圏域名とする。

12. 契約手続

(1)受託候補者と岸和田市との間で、本事業内容の経費について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2)受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付すること。

ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。契約保証金免除申請書、もしくは履行保証保険契約証券(原本)を提出すること。

(3)委託料の支払いについては、地方自治法施行令第163条第1項第2号により、毎年4月を始期とする四半期について、第1四半期分は5月に、第2四半期分は8月に、第3四半期分は11月に、第4四半期分は2月に支払いを行うものとする。ただし、令和9年8月以降については、その前の四半期分の岸和田市委託相談支援事業相談実績報告書ならびに岸和田市委託相談支援事業会議等実績報告書が提出されたことを確認してから、委託料の支払いを行うものとする。また、この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって、消費税額及び地方消費税額に変動が生じた場合、本契約を変更することなく、相当額を加減して支払うものとする。

(4)選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届(様式9)を提出し、市が指定する納期までに契約予定金額の100分の10の額の違約金を納付すること。この場合、次順位者を受託候補者とする。

13. 提出書類の取扱い

- (1)提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2)提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3)提出された書類は、参加事業者が無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4)岸和田市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5)企画提案書の提出は申し込む圏域に関わらず1事業所につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

岸和田市は参加事業者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例(平成 12 年3月 21 日条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加事業者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3)参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届(様式9)を8.(1)あてに提出すること。
- (4)企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した参加事業者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、岸和田市が必要と認める場合には、岸和田市は、受託先にあらかじめ了承を得て、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (5)参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6)本件実施後、契約締結前に受託候補者が岸和田市指定競争入札指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約を行わない。